

## 審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第11条第3項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第20条（認定証の書換え）及び同条第2項において準用する第7条第2項（認定証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：20日
申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考：